### 書面掲示事項等

### 取り扱いのある医療保険及び公費負担医療

- ・健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・生活保護法に基づく指定(医療・介護)
- ・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定(育成医療・更生医療・精神通院医療)
- ・労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・児童福祉法に基づく指定
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定

### 調剤基本料に関する事項

調剤基本料1

当薬局は調剤基本料1を算定しております。

### 地域支援体制加算に関する事項

当薬局は以下の基準を満たし、地域支援体制加算2を算定しております。 (体制基準)

- 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- ・ 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- ・ 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・ 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- ・ 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・ プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- ・ 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ1年以上在籍
- ・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- ・ 患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- ・ 健康相談・健康教室の取り組み
- 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

地域支援体制

加算 2

### 連携強化加算に関する事項

次に掲げる体制を整備し連携強化加算を算定しております。

当薬局は第二種協定指定医療機関の指定を受けています。

オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしています。

要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しています。

〈新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について〉

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む。)

イ 個人防護具を備蓄

### 連携強化加算

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る体外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生等がないときから整備

〈災害の発生時における体制の整備について〉

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部の機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の 設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみ又は当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間、休日等の開局時間外であっても調剤及び 在宅業務に対応できる体制

### 後発医薬品調剤体制加算に関する事項

## 後発医薬品 調剤体制加算 2

当薬局では、後発品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に 応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算2を処方箋受付1回につ き算定しております。

先発医薬品を希望される患者様はスタッフにお申し出下さい。

※処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承下さい。

### 医療情報取得加算に関する事項

# 医療情報取得加算

当薬局では、オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、医療情報取得加算を算定しております。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードの利用にご協力お願いいたします。

### 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局では医療 DX 推進体制整備加算 3 を算定しております。

### 医療 DX 推進体制 整備加算 3

オンライン資格確認システムを通じて患者の診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を取得し、調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を実施しています。

当薬局では医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや薬局におけるサイバー セキュリティ対策チェックリストを活用するなどして、サイバー攻撃に対する対策を含めセ キュリティ全般について適切な対応を行う体制を整えています。

# 調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項 当薬局では調剤管理料を算定しております。 患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。 当薬局では服薬管理指導料を算定しております。 患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指

### 特定薬剤管理指導加算2に関する事項

当薬局は以下の基準に適合し、該当の治療を行う際に算定いたします。

- 保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務
- 特定薬剤管理指導加算2
- 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制
- 麻薬小売業者免許の取得

導等を実施しています。

・ 医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加(年1回以上)

当薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者さまに対して、治療内容を把握し処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。

### かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する事項

以下の基準を満たす薬剤師が、患者様の同意を得て算定いたします。

かかりつけ薬剤師 指導料及びかかり つけ薬剤師包括管

理料

- 保険薬剤師の経験3年以上
- 週32時間以上の勤務
- ・ 当薬局へ1年以上の在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者さまの「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を 一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

### 無菌製剤処理加算に関する事項

無菌製剤処理加算

当薬局は2人以上の薬剤師(1名以上が常勤の保険薬剤師)が勤務し、クリーンベンチを備えております。注射等の無菌的な調剤を行う際に算定いたします。

### 在宅薬学総合体制加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合し、在宅患者様には規定の調剤報酬点数表に従い在宅薬 学総合体制加算2を処方箋受付1回につき算定しております。

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者免許の取得
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年24回以上)
- ・ ターミナルケアに対する体制(医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備)

### 在宅患者訪問薬剤管理指導料(医療保険の場合)・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費 (介護保険の場合)に関する事項

在宅患者訪問薬剤管理料(医療保険の場合)・居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(介護保険の場合)

在宅薬学総合体制

加算 2

当薬局では、在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後に患者様のご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び管理のお手伝いをさせていただくことができます。その際に算定いたします。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 在宅中心静脈栄養法加算に関する事項

当薬局は高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。

在宅中心静脈栄養 法加算

在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

### 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算に関する事項

在宅患者医療用麻 薬持続注射療法加 算 当薬局は麻薬小売業者の免許及び高度管理医療機器等販売業の許可を受けております。

医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者様に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った際に算定いたします。

### 時間外等加算(時間外・休日・深夜) 夜間・休日加算 に関する事項

当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は、(転送電話 0877-24-7135)へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承下さい。

時間外等加算 (時間外·休日·深夜)

時間外加算	基礎額の100%	6:00~8:00 20:00~22:00
休日加算	基礎額の 140%	日曜日•祝日•年末年始
		(12月29日~翌年1月3日)
深夜加算	基礎額の 200%	22:00~6:00

夜間•休日等加算

〈平日〉19:00~閉店まで 〈土曜日〉13:00~閉店まで

### 「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

個別の調剤報酬算 定項目の分かる明 細書 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、 領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を 無料で発行致します。公費負担等で窓口でのお支払いがない方の場合でも発行してお ります。明細書が不要の方は予めお申し出ください。

### 保険外費用に関する事項

〈患者希望による調剤した薬の宅配便での配送〉

着払い(距離、大きさ、重量による)

〈在宅医療の交通費〉

薬局からの往復交通費(自動車を利用した場合は以下の距離別徴収額を基準とする)

·片道 2~4km 100 円

保険外費用 ・片道 4~8km 200 円

以降2km毎に100円追加

〈患者希望による服薬カレンダー・服薬ボックス〉

日付・曜日・服薬時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供

希望により注文販売いたします。

500 円~3000 円程度で商品により異なります

### 選定療養の内容及び費用に関する事項

選定療養の内容及 び費用 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

### 個人情報保護に関する事項

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ・個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ・個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ・個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ・個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、 これを改善します。

### 個人情報保護に関 する基本方針

- ・個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ・業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ・個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応しませ

- ・個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- ・個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ・その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

# 個人情報の取り扱い

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。 また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握 (副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答
- ・家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・外部監査機関への情報提供

サン調剤薬局	TEL:0877-24-7135
所在地:香川県丸亀市城東町2丁目14-33	FAX:0877-22-8293